

色麻町議会決算認定審査全員特別委員会会議録（第1号）

令和5年9月12日（火曜日）午後1時30分開会

出席委員 11名

1番	大内直子君	3番	相原和洋君
4番	白井幸吉君	5番	河野諭君
6番	小川一男君	7番	佐藤貞善君
8番	工藤昭憲君	9番	今野公勇君
10番	天野秀実君	11番	山田康雄君
12番	福田弘君		

欠席委員 2番 佐藤忍君

欠員 なし

色麻町議会委員会条例第14条の規定により説明のため出席した者の職指名

副町長	山吹昭典君
総務課長	高橋正彦君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	山田栄男君
税務課長兼総合徴収対策 室長	今野尚佳君
保健福祉課長兼地域包括 支援センター所長	高橋康起君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	渡邊勝男君
産業振興課長兼愛宕山公 園管理事務所長	浅野裕君
建設水道課長	高橋秀悦君
色麻保育所長兼清水保育 所長	今野稔君
教育長	半田宏史君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	竹荒弘君

社会教育課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	今 野 和 則 君
農業委員会事務局長	山 崎 長 寿 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	遠 藤 洋 君
書 記	大 泉 信 也 君

会議日程 第1号

日程第1	委員長の選挙	
日程第2	副委員長の選挙	
日程第3	認定第1号	令和4年度色麻町一般会計決算認定について
日程第4	認定第2号	令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について
日程第5	認定第3号	令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について
日程第6	認定第4号	令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について
日程第7	認定第5号	令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第8	認定第6号	令和4年度色麻町介護保険特別会計決算認定について
日程第9	認定第7号	令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について
日程第10	認定第8号	令和4年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について
日程第11	認定第9号	令和4年度色麻町水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

日程第1	委員長の選挙	
日程第2	副委員長の選挙	
日程第3	認定第1号	令和4年度色麻町一般会計決算認定について

午後1時30分 開会

○議会事務局長（遠藤 洋君） 事務局長より申し上げます。

直ちに決算認定審査全員特別委員会を招集いたします。決算認定審査全員特別委員会

が招集されました。

委員長が互選されるまでの間は、色麻町議会委員会条例第5条の2第2項の規定により、出席委員の中で年長の委員が臨時委員長の職務を行うこととなっておりますので、山田康雄委員を御紹介いたします。山田康雄委員には臨時委員長席にお着きいただきたいと思います。

〔臨時委員長 山田康雄君 委員長席へ着席〕

○臨時委員長（山田康雄君） ただいま御紹介をいただきました山田康雄でございます。

委員会条例第5条の2第2項の規定により、臨時委員長の職務を行います。

ただいまの出席委員は11名、欠席委員1名であります。定足数に達しておりますので、これより決算認定審査全員特別委員会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の会議日程はお手元に配付したとおりであります。

次に、委員会条例第14条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、監査委員及び長より委任を受けた者が出席をいたしております。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

これより日程に入ります。

日程第1 委員長の選挙

○臨時委員長（山田康雄君） 日程第1、決算認定審査全員特別委員会委員長の選挙を行います。

お諮りいたします。委員長の選挙は指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（山田康雄君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選と決しました。

続いて、お諮りをいたします。指名の方法は臨時委員長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（山田康雄君） 御異議なしと認めます。よって、臨時委員長が指名することに決しました。

それでは、決算委員長を指名いたします。

決算委員長に白井幸吉委員を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（山田康雄君） 御異議なしと認めます。よって、委員長に白井幸吉委員が選任されました。

特別委員長には委員長席にお着きを願います。

これをもって臨時委員長の職務を終わります。ありがとうございました。

〔委員長 白井幸吉君 委員長席へ着席〕

- 委員長（白井幸吉君） ただいま決算認定審査全員特別委員会の委員長に選任されました白井であります。委員皆様方の御協力の下、職務を全うしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。

日程第2 副委員長の選挙

- 委員長（白井幸吉君） それでは、日程第2、決算認定審査全員特別委員会副委員長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（白井幸吉君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選と決しました。

続いてお諮りいたします。指名の方法は委員長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（白井幸吉君） 御異議なしと認めます。よって、委員長が指名することに決しました。

それでは、指名いたします。

副委員長に大内直子委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（白井幸吉君） 御異議なしと認めます。よって、副委員長に大内直子委員が選任されました。

それでは、副委員長には御登壇の上、就任の御挨拶をお願いいたします。

〔副委員長 大内直子君 登壇〕

- 副委員長（大内直子君） ただいま副委員長に御指名いただきました大内直子です。白井委員長を補佐して、精いっぱい務めたいと思いますので、どうぞ御協力よろしくお願いいたします。

- 委員長（白井幸吉君） ただいまから本委員会に付託されました令和4年度各種会計の決算審査を行います。

お諮りいたします。認定第1号令和4年度色麻町一般会計決算認定について、認定第2号令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について、認定第3号令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について、認定第4号令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について、認定第5号令和4年度色麻町後期高齢者

医療特別会計決算認定について、認定第6号令和4年度色麻町介護保険特別会計決算認定について、認定第7号令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について、認定第8号令和4年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について、認定第9号令和4年度色麻町水道事業会計決算認定について、以上9会計の審査は会計ごとに行い、審査が終了した後、会計ごとに討論、採決としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白井幸吉君） 御異議なしと認めます。よって、審査は会計ごとに審査し、審査が全部終了した後、会計ごとに討論、採決することに決しました。

次に、審査の方法は、歳入歳出とも事項別明細書に従い、款、項、目ごとにページを追って審査を行い、歳入については歳出の際にも審査することができることにしたいと思います。また、同じ項の中で関連がある場合については、後ろの目についても一括して質疑ができることにしたいと思います。ただし、前の目に戻ることはできないこととします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白井幸吉君） 御異議なしと認めます。よって、審査の方法は、歳入歳出とも事項別明細書に従い、款、項、目ごとにページを追って審査を行い、歳入については歳出の際にも審査することができることとし、同じ項の中で関連がある場合は、後ろの目についても一括して質疑ができるが、前の目に戻ることはできないことに決しました。

委員長として、令和4年度各種会計の決算審査について改めて確認をいたします。

決算審査でありますので、決算審査をする場合の着眼点として、予算が議決されたとおり適切に執行されたか、また、今後の行財政運営にどのような改善と工夫が必要かなどの観点に立った審査をお願いします。くれぐれも今年度・来年度の予算をどうするかという質疑にならないよう、お願い申し上げます。

また、質疑の回数については、同じ目で1人何回でも制限はありませんが、質疑は簡潔明瞭にし、現に議題となっている事件に対して疑問点をただしていただきたいと思います。また、質疑に際しては、自己の意見を述べることはできませんし、当然、議題外にわたる質疑・範囲を越える質疑もできませんので、この点につきまして委員長として確認をしておきます。

以上、お願いを申し上げます。

これより日程に入ります。

日程第3 認定第1号 令和4年度色麻町一般会計決算認定について

○委員長（白井幸吉君） 日程第3、認定第1号令和4年度色麻町一般会計決算認定についてを議題といたします。

これより事項別明細書に従い、質疑を行います。

歳入から入ります。

48ページをお開きください。48ページです。

歳入。

第1款町税第1項町民税1目個人。山田委員。

○委員（山田康雄君） 備考の欄にですね、平成26年から令和3年まで、滞納繰越分の数字が明記されておりますが、今回、補正予算の中で、滞納の分の議決なされましたけども、ただ、気になるのは、毎年、平成26年は3,709円だったのが、令和3年度には152万飛び飛び40円という数字が出てきました。このことについて質問をしたいんですが、どうしてこのような数字になってきたのかを、ちょっとまずもってお聞きしておきたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（今野尚佳君） お答えいたします。

令和3年度の分の収入未済額が152万飛び飛び40円ということですが、やはり現年度、まずですね、現年度が、年度が若い分はやはりちょっと滞納の分は多いんですけども、それを毎年ですね、古い分、古い分とこちらのほうで滞納のほうも徴収しておりますので、古いほうの分は、やはりちょっと少なくなっておりますが、古い分を最初のほうに徴収するのが大体の数字とはなっておりますので、古い分が少なくなっており、新しいほうがちょっと多いというのは、常のことかなとは思いますが、すいません。ちょっと、なんで、ちょっと年数が近い分は多いんですけども、そちらは今後、徴収に向けて鋭意頑張っていくところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（白井幸吉君） はい。山田康雄委員。

○委員（山田康雄君） 税務課長が大変答弁に苦しんでいるようですから、内容としては私は分かりますけども、ただ、令和2年度が20万6,000円が、令和3年度で152万円ということで、古い年月の分は回収していただいているというふうな理解の仕方なんですが、何か令和3年度で断トツに152万円という数字が出たもんですから、徴収対策室で何もやってないとか、サボってるとか、怠慢だとかということを指摘するわけではございませんので、その辺もう一回この数字のね、多くなった原因ですね。その辺をちょっと確認させていただきたいなと思ひます。

○委員長（白井幸吉君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（今野尚佳君） 今年度の決算書のほうでですね、令和3年度の収入未済額が152万飛び飛び40円ということでしたが、昨年度の決算書のほうにおきましては、令和3年度の当初の滞納繰越となった未済額が195万2,279円ということで、そちらから1年かけて40万何がしのほうは減らさせていただいております。こちらのほうも徴収のほうはさせていただいておりますということを御理解いただきたいと思ひます。申し訳ございません。

○委員（山田康雄君） 了解しました。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。ほかにございせんか。（「なし」の声あ

り)

進みます。

2目法人。福田 弘委員。

○委員（福田 弘君） それでは法人町民税について、1点だけお伺いします。

今回、現年課税分で16万2,500円法人町民税未納ということで決算されております。法人町民税の未納というのは、なかなか出てこないんですけども、この法人町民税、該当する事業所、何社だったのかどうか。

あと、出納閉鎖してからですね、4か月経過しておりますんで、その辺の現在の状況はどのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（今野尚佳君） お答えします。

法人町民税のほうの収入未済額が16万2,500円あるということで、何社分かということですので、1社分になります。はい。

そちらで、あと、今現在どのようなふうになっているのかということですが、今年の8月現在で収入済みとなっております。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） 福田 弘委員。

○委員（福田 弘君） 法人町民税未納というような事業所になりますとですね、よく固定資産税とか、あと、特別徴収の町民税も併せて未納というようなケースが、私の経験上あったわけですが、そういう他の税目まで未納だというような状況にはなっていないかどうか、その辺だけお伺いをしたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（今野尚佳君） 法人町民税未納の事業者が、ほかの税目の未納もあるのかという御質問かと思いますが、固定資産税のほうでございました。そちらのほうも同じく8月現在で入金って、納付済みとなっております。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

進みます。

第2項固定資産税1目固定資産税。（「なし」の声あり）

2目国有資産等所在市町村交付金。（「なし」の声あり）

3項軽自動車税1目種別割。（「なし」の声あり）

50ページ。

2目環境性能割。（「なし」の声あり）

4項町たばこ税1目町たばこ税。3番相原委員。

○委員（相原和洋君） お尋ねいたします。

毎年のことながら、町たばこ税、これ、出てるんですけども、当初予算、ここに載っ

ております3,700何がしという数字で、途中補正を組んで400何がしという数字、最終的に4,100万円を超える収入、町にとって非常に大きな自主財源の一つかなと思われるんですが、毎年これ、増えていっております。今年度も増えております。約、前年度に計算すると124万何がし増えていると思います。今回の決算において、決算なくして予算というのは立てられないと思いますので、予算の立て方を置いて今回の決算の置き方がどうだったのか。課としてどのように捉えているのか。果たしてこの予算が決算上、こういう形で出てるんですけども、立て方としてはよかったのかどうか、まず、お尋ねをしておきたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（今野尚佳君） まず、たばこ税ですが、昨年よりも120万円ほど上がっております。そちらの要因としましては、令和3年10月に、たばこ税の税率の改正がございました。そして、その前の令和2年、ここ近年でいいますと、令和2年の10月にたばこ税の改正、令和3年の10月にたばこ税の改正がございました。

それで、令和3年度分、前回の決算の部分におきますと、令和3年の前半部分は前の税率、令和3年の後半は新しい税率になっております。それで、今回の令和4年度の方は、年間分、新しい税率となっており、令和3年度分、前年度と比べると、半年分税率が上がった計算で、令和3年分は半年分が上がっていて、令和4年度分は、前半、後半両方上がった税率で計算されておりますので、そちらのほうで、まず、金額のほうが上がっておりますので、前半、後半といえ、令和4年度の前半と令和3年度の前半を比べると税率が上がっておりますので、おおむね118万何がしが上がっておりますので、まず、こちらのほうの収入額が上がった理由は、税率が上がったせいなのかなと思っております。

あと、後半のほうは、若干本数とか、そちらのほうの伸び率で上がったんでないかなというふうに感じております。ただですね、予算の置き方で補正もさせていただいておりますが、ちょっとこのくらいちょっと伸びるとは、ちょっと想像もしなかったっていうのが現実かと思っております。今後はもう少し精査して、予算のほうを組み立てたいと思います。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

進みます。

5 項入湯税 1 目入湯税。（「なし」の声あり）

第 2 款地方譲与税 1 項地方揮発譲与税 1 目地方揮発譲与税。（「なし」の声あり）

2 項自動車重量譲与税 1 目自動車重量譲与税。（「なし」の声あり）

3 項森林環境譲与税 1 目森林環境譲与税。相原委員。

○委員（相原和洋君） お尋ねをしたいと思います。

こちらの譲与税、今年度461万2,000何がしと、昨年これ、216万8,000何がし、約倍の

数字に上がっております。当初に置き換えても、ここで補正を組んでる部分を見ましても100万円以上超えていると。ただ、一昨年これ、マイナスの数字になってる部分なんですよね、補正は。そのあたりを加味すると、今年度大幅にこれ、上がったというか、上げられた理由は、国・県の絡みもあるんでしょうけども、どのような形で今回こういう決算数値となったのか。

また、担当課としてそのあたりをどのように捉えているのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

○委員長（白井幸吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

森林環境譲与税ですね。まず、譲与基準がございまして、1つが私有林人工林の面積、もう一つが林業就業者数、あと3点目が人口、この3つの割合でですね、構成されております。

当初予算で平成27年国勢調査に基づいて積算をしたところでしたが、令和4年度中に譲与基準が国のほうから示されまして、令和2年の国勢調査の数値に基づきまして、国のほうから案分してですね、譲与され、461万2,000円となったところでありまして。令和3年度と比較して、194万4,000円ほど増額となったところが理由でございます。

担当課としてっていうことなんですけど、この譲与基準に基づいて、国のほうから案分されてるということで、御理解賜ればと思えます。

○委員長（白井幸吉君） 相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 今、課長の答弁を聞きますと、基準については森林面積、あとはそこに従事してる作業員数及びその地域の人口が基礎になっていると。その基礎の表し方としては、国勢調査の部分が基になっていますということなんですけど、令和2年の基礎を基にしてやってるんであれば、令和3年の数字と令和4年の数字の開きっていうのが、どのように捉えればいいのか。今の答弁を聞くとなかなかちょっと判断しにくいんですが、令和3年より令和4年、相当上がってるわけですよ。それをどのように私どもとしては判断をすればいいのか。今の答弁を聞くと、なかなか理解に苦しむ部分あるので、もう少し分かりやすく答弁をいただきたいと思うんですが、いかがですか。

○委員長（白井幸吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

まず、譲与の基準でですね、先ほども申し上げたんですが、昨年度までは平成27年の国勢調査に基づいた数値でございまして、令和4年度については、令和2年度の国勢調査に基づいた数値によって、国から示された譲与額が、昨年度で461万2,000円というような金額になった次第でございます。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 根拠的な部分は分かったんですけども、課長ね。今、令和4年の分については、令和2年の国勢調査分だということでもいいのかな。令和4年の分はね。昨年の分については平成の31年、7年かな。27年の分を基にしているということなんで

すけども、そこで1つお尋ねしたいのは、この基礎の基準となる作業員、人口についての変動は分かるんですけど、面積もやっぱりそれだけ違ってくるってことなんでしょうか。ここの案分の仕方、基準の置き方としてどうなのか。県・国から示されたと言えればそれまでなんでしょうけども、町としてその案分の基準の示し方をどのように捉えているのかをちょっとお尋ねしておきたいと思うんですが、いかがですか。

○委員長（白井幸吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

先ほど私有林、人工林の面積ですね。平成の27年の基準では715ヘクタールだったんですが、令和2年の状況では695ヘクタールと、逆に面積のほうは減ってはいるんですが、これ、全国的な形で国のほうから案分されるんで、必ず少なくなったからその分が減額というふうにはならないのかなというふうに担当課のほうでは推測しております。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

進みます。

第3款利子割交付金1項利子割交付金1目利子割交付金。（「なし」の声あり）

第4款配当割交付金1項配当割交付金1目配当割交付金。（「なし」の声あり）

52ページです。

第5款株式等譲渡所得割交付金1項株式等譲渡所得割交付金1目株式等譲渡所得割交付金。（「なし」の声あり）

第6款法人事業税交付金1項法人事業税交付金1目法人事業税交付金。（「なし」の声あり）

第7款地方消費税交付金1項地方消費税交付金1目地方消費税交付金。（「なし」の声あり）

第8款環境性能割交付金1項環境性能割交付金1目環境性能割交付金。（「なし」の声あり）

第9款国有提供施設等所在市町村助成交付金1項国有提供施設等所在市町村助成交付金1目国有提供施設等所在市町村助成交付金。（「なし」の声あり）

54ページ。

第10款地方特例交付金1項地方特例交付金1目地方特例交付金。（「なし」の声あり）

2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金。（「なし」の声あり）

第11款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税。（「なし」の声あり）

第12款交通安全対策特別交付金1項交通安全対策特別交付金1目交通安全対策特別交付金。（「なし」の声あり）

第13款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金。（「なし」の声あり）

56ページ。

2目教育費負担金。（「なし」の声あり）

第14款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料。（「なし」の声あり）

2目民生使用料。（「なし」の声あり）

3目農林水産業使用料。（「なし」の声あり）

4目土木使用料。福田 弘委員。

○委員（福田 弘君） 土木使用料ですね、確認の意味でもお聞きしておきたいと思います。

町政のあゆみですね、227ページ、委員の方々もお開きになっていただければと思うんですけども、その227ページに住宅別の使用料の収納状況が書かれております。そうした中で、地域活性化住宅使用料ですけども、特に過年度分として今回18万3,858円収納されておりますけれども、今現在の未納額が、町政のあゆみを見ますとですね、103万1,900円という数字になっております。前の年度でもちょっと質問した経緯あるんですけども、この地域活性化住宅については、町のほうで住宅を借り上げてですね、移住あるいは転入してきた方々に安価な使用料を設定し、お貸ししているわけですけども、そうした中で過年度分として、今103万1,900円ほど残っております。現在古いやつで何年度分からで、実人員、何人ほどいらっしゃるのかどうか、お伺いをまずしたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

地域活性化住宅使用料で103万1,900円の未納の関係でございますが、こちらのほうは、昨年度、裁判のほうを起こした方1名の分でございます。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） 福田 弘委員。

○委員（福田 弘君） そうしますと、103万1,900円については、昨年度、裁判を起こした方1名ということですね。

それで、令和4年度でさらに21万円ほど未納で残っておりますけれども、これはその方と重複する方なのか、あるいは新たに未納という形で発生したのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 現年度分の21万円の件でございますが、こちらのほうも重複しております。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

進みます。

5目教育使用料。（「なし」の声あり）ない場合も大きい声でお願いします。

5目教育使用料。相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） お尋ねしたいと思います。

こちらの保険料、預かり保育料の部分が載っております。1万3,450円。これ、現年分については、町政のあゆみ251ページ、こちらを見ると収納しているような形になっております。ただ、調整額からこの分を引いた3万7,800円、この分については、不納という形になっていると。これについて、令和元年の10月から教育無償化、保育園の無償化に伴う関係というのは理解してるんですが、その前に対して、これの対応についてのようになされてたのか。ここに至るまで何もしてなかったと思うんですが、何をどのようになされて対応してたか、お尋ねをしておきたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） お答えいたします。

こちらの決算書の57ページの不納欠損額3万7,800円の経緯ということでお聞きになってるのかなと思います。

こちらですね、今までの不納欠損した方への対応というところで、令和2年の10月30日に催告書を送っております。定期的に催告書を送っておりましたが、なかなか納付に応じてくれていなかったということで、最終納付がですね、この方は、少々お待ちください。平成27年の5月28日が最終納付となっております。5月28日です。すいません。あと、もうお1方がいまして、もう1方もですね、催告書をお送りしてるんですが、なかなか納付に応じてくれていなかったということで、お2人いるんですが、もう1方は、最終納付が平成28年の2月25日ということで、5年を経過したということで不納欠損処理させていただきました。

以上でございます。

○委員長（白井幸吉君） 相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） この件は2件ということで確認しておけばよろしいのか。1件じゃなくて、2件分をまとめた総額で出してるということでしょうか。お尋ねだけしておきます。

○委員長（白井幸吉君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） 2件でございます。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）
進みます。

58ページ。

2項手数料1目総務手数料。（「なし」の声あり）

2目民生手数料。（「なし」の声あり）

3目衛生手数料。（「なし」の声あり）

第15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金。（「なし」の声あり）

2目衛生費国庫負担金。（「なし」の声あり）

60ページ。

2項国庫補助金1目民生費国庫補助金。相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） こちらの1節社会福祉費補助金の関係でございます。

こちらに住民非課税についての補助金2項目載っております。これの違い。昨年度多分これ、一本化したものが多分出たのは。今年度、繰越明許分が出ております。どういった経緯でこのような形になってるのかをお尋ねしておきたいと思えます。

○委員長（白井幸吉君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金補助金、それから同じく、これは繰越明許費分と、この2件でございますが、まず、現年分令和4年度分といたしましては、対象者78世帯への10万円ということで780万円、さらに事務費がシステム改修等の委託料がございましたので、事業費全体といたしましては813万1,320円と。歳出ベースで今申し上げますが、補助金額といたしましては813万1,000円と。78世帯の10万円ということでございます。

それから、繰越明許費分ということで、こちら令和3年11月19日に閣議決定された経済対策の中の暮らしへの支援分ということで、これは令和4年度へ繰り越した分がございますが、こちらは対象者96世帯ございまして、これも10万円と。合計960万円でございますが、さらに郵送料などの事務費がございまして6万7千飛び飛び3円と、歳出ベースでは966万7千飛び飛び3円といったような事業になってございます。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） 相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） しかれば、この96世帯に繰り越した分の根拠というのは、分け方、前の78世帯と何が違うのか、お尋ねしておきたいと思うんですが。

○委員長（白井幸吉君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

これは、実際に書類を郵送いたしまして、手続の関係で翌年度へ繰り越さねばならなくなった世帯がございます。これが96世帯ということでございまして、全体ですと402世帯、令和3年度分としてございましたが、申請手続上、支出が翌年度へ繰り越さなければいけないということになった分が96世帯ございましたので、収入につきましても繰越明許費分として令和4年度で処理をしたということでございます。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

2目土木費国庫補助金。相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） こちらの住宅費補助金という部分について、社会資本整備総合交付金396万円というのがございます。一昨年ここの項目、2項目に分かれておりました。多分これ、項目の違いが多分あってということで、昨年、住宅整備等防災関係について2項目、2本柱で昨年は出たものを今年度1本にしてると。多分これ、メニューが違って、多分一本化にしてるのかなと思うんですが、この交付金の内容を聞いたほうがよろしいのか。要は、先ほどの住宅なのか、防災なのか、また違うのか、そのあたりを含

め、答弁を求めたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 住宅費補助金の社会資本整備総合交付金の関係でございますが、こちらのほうにつきましては、住宅費の交付金のほうでございます。2番目の道路橋梁、いいですか。そのとおりでございます。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

進みます。

3目教育費国庫補助金。（「なし」の声あり）

4目特定防衛施設周辺整備調整交付金。（「なし」の声あり）

5目総務費国庫補助金。（「なし」の声あり）

6目防衛施設周辺整備費補助金。（「なし」の声あり）

62ページ。

7目衛生費国庫補助金。（「なし」の声あり）

8目農林水産業費国庫補助金。（「なし」の声あり）

3項委託金1目総務費委託金。（「なし」の声あり）

2目民生費委託金。（「なし」の声あり）

第16款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金。（「なし」の声あり）

64ページ。

2項県補助金1目総務費県補助金。（「なし」の声あり）

2目民生費県補助金。（「なし」の声あり）

3目衛生費県補助金。（「なし」の声あり）

4目農業委員会補助金。（「なし」の声あり）

5目農林水産業費県補助金。（「なし」の声あり）

66ページ。

6目土木費県補助金。（「なし」の声あり）

7目教育費県補助金。（「なし」の声あり）

3項委託金1目総務費委託金。（「なし」の声あり）

2目土木費委託金。（「なし」の声あり）

3目教育費委託金。（「なし」の声あり）

4目民生費委託金。（「なし」の声あり）

第17款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入。（「なし」の声あり）

68ページ。

2目利子及び配当金。（「なし」の声あり）

2項財産売払収入1目物品売払収入。（「なし」の声あり）

2目不動産売払収入。（「なし」の声あり）

3目出資による権利売払収入。（「なし」の声あり）

第18款寄附金 1 項寄附金 1 目一般寄附金。（「なし」の声あり）

2 目指定寄附金。（「なし」の声あり）

70ページ。

第19款繰入金 1 項特別会計繰入金 1 目介護保険特別会計繰入金。（「なし」の声あり）

2 目後期高齢者医療特別会計繰入金。（「なし」の声あり）

3 目国民健康保険事業特別会計繰入金。（「なし」の声あり）

4 目介護サービス事業特別会計繰入金。（「なし」の声あり）

5 目工業団地整備事業特別会計繰入金。（「なし」の声あり）

2 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金。相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 財政についてお尋ね申し上げます。

今年度令和4年について5,000万円、こちらへ繰入れということになっております。ただ、昨年度令和3年については、ここの項目ゼロという数字になってたと思われまして。今回この5,000万円を繰入れになったその背景、いろいろな要素があると思われまして、その点どのような分析をしていらっしゃるのか、まず、その点をお尋ねしておきたいと思っております。

○委員長（白井幸吉君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

財政調整基金の繰入金5,000万円の考え方ということなんですけれども、まず、令和3年度の繰入金がゼロだったということなんですけれども、それについては、まず、特別交付税が思ったより来たおかげがありまして、交付されたおかげがありまして、結果的にですね、基金を繰り入れする必要がなかったということになります。

それで、この令和4年度ですけれども、令和4年度につきましては、なぜ5,000万円だということなんですけれども、これにつきましても交付税の金額とか、あと、財政予算の補正等を鑑みたときに、最終的には5,000万円の繰入れ程度で歳入歳出、歳出のほうが5,000万円程度の繰入れで済んだということになります。

ただ、この考え方としましてはいろいろあるんですけれども、財政の余裕を持たせるためにこの基金を柔軟に繰り入れするんですけれども、予算の柔軟性を持たせる観点から考えた結果として、最終的に5,000万円の財政調整基金の繰入れで済んだというような形になります。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） 相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 課長の今の答弁聞きますと令和3年については、コロナの特交分なのかな、多分言われてることは。特別交付金という部分なのかな、臨時交付金なのかな。ちょっとそのあたりが何とも意味取れないんですが、多分そのあたりだということでは理解すればいいのかなと思います。

ただ、令和4年においても、今回コロナの交付金関係があったと思われまして。たしか

この差額としてコロナの分だけで約8,000万円近くかな、たしかあったような気が、たしかちょっと思われます。今回その分、当初に比べて補正でこれだけを減額し、残すことができたというお話なんですけども、そこの見込みがどうだったのかなということでお尋ねしてるんですが、それが先ほどの答弁ということで承ればよろしいのかどうか、再度お尋ねをしておきます。

○委員長（白井幸吉君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） そうですね。まず、令和3年度のやつなんですけども、震災特交の特別交付税が多く来ましたので、そこで財源的に余裕が生まれました。

それから、財政調整基金の考え方なんですけども、この決算書のちょっと356ページ見ていただきたいんですけども、356ページでございます。356ページの一番上なんですけども、この財政調整基金ということで、令和3年度の末で8億7,500万円。それで令和3年度の決算積立で8,000万円でした。ということで、その辺で令和4年度の財政運営が、ある程度弾力的にできた部分があります。それで、結果的にですね、令和4年度に5,000万円を取り崩した一方で、令和4年度で基金への積立として1,000万円をやっております。ということで、結果的には基金が4,000万円増えたというような形にはなるんですけども、そこで先ほども申し上げましたように、弾力的な財政運営というところで、令和4年度は基金が5,000万円の繰入れで済んだというような状況になっております。

以上でございます。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。ほかにございせんか。（「なし」の声あり）

2目ふるさとまちづくり基金繰入金。（「なし」の声あり）

3目長寿社会対策基金繰入金。（「なし」の声あり）

第20款繰越金1項繰越金1目繰越金。（「なし」の声あり）

72ページです。

第21款諸収入1項延滞金・加算金及び過料1目延滞金。（「なし」の声あり）

2項町預金利子1目町預金利子。（「なし」の声あり）

3項貸付金元利収入1目貸付金元利収入。（「なし」の声あり）

4項雑入1目雑入。（「なし」の声あり）

76ページ。

第22款町債1項町債1目臨時財政対策債。（「なし」の声あり）

2目土木債。（「なし」の声あり）

3目教育債。（「なし」の声あり）

4目民生債。（「なし」の声あり）

5目総務債。（「なし」の声あり）

6目農林水産業債。（「なし」の声あり）

78ページ。

第23款自動車取得税交付金 1 項自動車取得税交付金 1 目自動車取得税交付金。（「なし」の声あり）

歳入について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、歳入の審査を終わります。

続いて、歳出に入ります。

80ページをお願いいたします。

歳出。

第 1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費。（「なし」の声あり）

82ページ。

第 2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費。（「なし」の声あり）

84ページ。

2 目文書管理費。（「なし」の声あり）

3 目広報費。（「なし」の声あり）

86ページ。

4 目財政管理費。（「なし」の声あり）

5 目会計管理費。（「なし」の声あり）

6 目財産管理費。10番天野委員。

○委員（天野秀実君） 財産管理費についてお伺いいたします。

今さらながらではありますが、この財産管理費の中で、各地区の集会所を管理する、財産を管理することになっているようです。そこです、町の財産として、町の一般会計から財産を管理費として支出する場合、どこまでの範囲が想定されるのか。通常、通常ですよ、町の財産ですから、消耗品もこれ、財産管理の中に入っているようですが、消耗品以外、経年劣化と、それから何らかの火災等についても町がこれを、費用を出してこれを回復するということになるんだろうと思いますが、その辺について詳しくお伺いをお願いします。

○委員長（白井幸吉君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

各地区の集会所の町の負担というような考え方でよろしかったでしょうか。

まず、基本的にですね、各集会所は指定管理者制度になっておりまして、町から各地区で指定管理を行っております。その中で、各地区でその維持管理については、各地区にお願いしているところございまして、町が負担しているのは火災保険料、今のところでは多分、火災保険料が町の負担と。すいません。集会所の維持管理経費として、そうですね。先ほど言った火災保険料と、あと、集会所の維持管理をする上で必要な消耗品とか、修繕料とかになりますけども、その辺はですね、各地区との話合いとか、修繕する場合の負担の割合とかありますので、そういうことが発生した場合は、町の負担で出しているということになりますけども、基本的に維持管理につきましては、指定管理をお願いしている各地区のほうで維持管理をしてもらっているというような現状でござ

います。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。天野委員。

○委員（天野秀実君） 分かったったようで分かんないところがあるんですが、実は近年、各集会所が新しくなりまして、大分間もなく全ての集会所が新しく入れ替わるんだらうと思っております。

そういった中でですね、新しくなった集会所でも早くも経年劣化が起きて、例えば玄関周りとか、そういったところが破損し始めているようなところもあるようです。そのときですね、多少町民の皆さんにも誤解があるかもしれないなと思ったところが、この町の財産の維持するための費用をどちらが負担をするのかということ、はっきりしておく必要があるんじゃないかなという思いがあったから質問してるんですが、そこでですね、31ページの町政のあゆみ、ここに集会所の維持管理経費、この財産管理の中でね、集会所の維持管理経費として5番目、消耗品費、修繕料が入ってるんです、修繕料ね。そのほかに、修繕料のほかにもう一点、火災保険もこれ、入ってますが、この修繕料ほか、この修繕料というのは、町が持つ修繕料というのは、どこまでの範囲を指すのかということ、これを改めて確認しておきたいと思っておりますので、御回答のほうをお願いをいたします。

○委員長（白井幸吉君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

まず、この町政のあゆみに載っております財産管理、集会所の維持管理経費、使ったお金が53万4,160円ということなんですけども、それにつきましてはですね、昨年度の事業で、まず、上郷集会所のその集会所の建物ではなくて、上郷集会所の前にある掲示板、掲示板が経年劣化で古くなりましたので、それを新しく設置した事業費としまして25万3,000円で、その掲示板を造りました。

それから、上高城集会センターなんですけども、まだここは建て替えをしておらずで、バリアフリーの観点から手すりをつけたいということで、それを町のほうで負担しまして、11万7,700円をつけております。

それから、残りの分につきましては、火災保険料になります。ということで、昨年の令和4年につきましては、この2件ですね、の集会所に対する町からの経費ということになります。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） 天野委員。

○委員（天野秀実君） ありがとうございます。分かったようでよく分からないところがあるんですがね。

実はね、財産、いいですか。財産管理費というのは、どういう経費かという、私たちの理解からすると、物件、その物件、町が所有する物件を維持管理するための費用をね、財産管理費として計上していると理解してるんです。その中でね、町民の皆さんと

のしっかりとした合意をしておいたほうが誤解がないだろうということで、私質疑してるんですがね。

そこで、これまでの答弁を、回答を聞いておきますと、要するに建物を建てたら、これは町がね、建物を建てた後、経年劣化で、例えばその基礎とか、そういうものが駄目になったとしても、例えば屋根、屋根が何らかの経年劣化なりなんなりで駄目になったとしてもその経費は、指定管理されているその地区で持つべきだということで理解すればよろしいのかどうか。それとも、そうではなくて、この施設は町の施設なもんだから、この部分についての経年劣化等による補償は、町ですべきと考えるのかどうか、この辺について、これ、3問目です。（「何回でもいいんだ」の声あり）

○委員（天野秀実君） 何回でもいいんだね。（「何回でもいいんだ」の声あり）そうですね。

ということで、質問の趣旨は分かりましたでしょうか。ひとつよろしく回答のほうお願いいたします。

○委員長（白井幸吉君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

まずですね、指定管理する前から集会所の維持修繕につきましては、あらかじめ各地区と町のほうで、この修繕の負担割合というのを決めております。それで、各地区の行政区長さんにもこういう修繕の場合は町が負担するとか、地区で負担してもらうとかというのがあります。それから、あと新築した集会所についてもそういう取決めを、負担割合の取決めをしております。ということで、各地区との取決めは行っております。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） 天野秀実委員。

○委員（天野秀実君） 分かりました。

そうするとこういうことですね。この物件は、色麻町の財産ではあると。指定管理者がいて、各地区にこれ、指定管理をお願いしていると。その中で、もし例えば経年劣化等、何らかの不測の建物に事態が発生したときには、その負担割合については、明確に定めがあると。そして、各地区と町とでこれは合意をされた中で、今後とも不測の事態のときには解決していくという、お金を出し合う中身は決まっていると、このように理解すればよろしいということですね。

○委員長（白井幸吉君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

この指定管理する際に各地区と協定書を結んで、取決めはしております。ただし、全部が全部負担割合を事細かに全部が全部決めているわけではありませんで、そのケースケースによって、各地区から御相談いただいた上で、それで町と協議の上に決定する項目もございますけれども、基本的には負担割合を決めております。

以上でございます。

○委員長（白井幸吉君） 天野秀実委員。

○委員（天野秀実君） 要するに、協定書の中に書き切れない部分も多々あると。その部分については、各地区との話合いの中で解決をするように努力していくと。このように私たち町民は理解しておけばよろしいということですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

○委員長（白井幸吉君） 回答は。

○委員（天野秀実君） 回答は先ほどいただいたので。

○委員長（白井幸吉君） ほかにございませんか。相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 財産管理費10節需用費のこの不用額、これについてお尋ねをしたいと思います。

今年度、不用額、ここに146万8,000何がしと、需用額の約6%不用額として表れております。この部分について、まず初めに、不用額の町として適正な処理の数値的な部分として、どのような基準があるのか。なければどういった判断を持っているのか、行政としての考えをまずお尋ねをここでしておきたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

相原委員おっしゃいましたように、不用額の一つの目安ということなんですけども、3月の補正の段階ですと、基本的には、その1つの項目について、大体5万円をめどに減額するよと、というふうなお話をさせていただいております。ただし、この経済状況とか、社会保障費とか、なかなか町民の方が利用するサービスなんかの扶助費などでは、年度末までそういう利用見込みが分からない場合がありますので、そういう経費は除いてですね、基本的に5万円程度にある程度減額するよと、ということで、予算措置をさせていただいております。

ということで、この需用費につきまして、結果的にですね、146万8,890円、需用費ですけども、これはですね、光熱水費の増加、原油高騰によりまして、昨年度は、光熱水費が毎月毎月うなぎ登りに上がるよと、ような段階でした。そのために、12月だか3月に大きく補正なんかもいたしました。それで、電気料とか、そういうのが上がってまして補正したんですけども、毎月毎月の見通しがなかなかできないということで、多めに予算を取ってございました。その結果なんですけども、結果的にこの全体の需用費、この需用費、燃料費だけが140万円余ったわけではなくて、消耗品とか、燃料費とか、修繕費とか、この項目、需用費の項目を全部合わせた結果として、146万8,890円が不用額として残ってしまったという形になります。

ということで、その光熱水費の見込みが、ちょっと物価高騰によってなかなか立たなかったよと、その分が多めに残ってしまったという形になります。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） 相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 今の課長の答弁聞きますと、世の中の物価高騰による部分で、予算措置を多めに補正で組んだと。ただ、実際やってみたところ、そこまでかからなかつ

たというような答弁をいただいているんですが、それでよろしいんですか。

ちなみに、令和3年につきましての不用額44万6,000何がしだったと思われま。ここで差額約100万円違うわけですよ、令和4年と令和3年。この1年間で激動の経済変更とか、油が倍になったとか、電気代がね、3割も4割も上がったとかいうのであれば分かるんですが、予算措置の置き方として、そこが果たして適正だったのかなということでお尋ねをしてるわけですよ。今後その部分をどのように見極めをかけてたのか。今回決算でございましてね、見極めのかけ方。先ほど1項目につき5万円くらいに残るような形で不用額は残していかなくてはいけないという執行部を代表しての答弁もありますので、それも踏まえながらどうなのか、いま一度お尋ねをしておきたい。

なおかつ、この財産管理費においても約70%以上の不用額は、ここの需用額でございまして。それも踏まえてどう捉えているか、お尋ねを再度入れておきたいと思えます。

○委員長（白井幸吉君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

結果的には、確かにこの辺の最終的な予算の調整がまずかったのかなというところは感じておりますけれども、昨年度の光熱費の経緯でございまして、令和3年度のときは、合計で1,400万円ほどでした。ところが、令和4年度の決算額では1,700万円ということで、300万円の違いがありました。特にですね、冬場につきましては、前年の同じ月よりも大体30万円から40万円ぐらい違ってきました。それで、補正として対応したんですけども、上昇率が結構多かったものですから、その辺がなかなか見込めませんでした。結果的には、最終の調整でその辺を減額とかをして調整すればよかったですけれども、結果的に残ってしまったんですけども、その辺はですね、今後十分注意しながら、予算管理を適正に行っていきたいと思えます。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。ほかにございせんか。（「なし」の声あり）

進みます。工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 先ほどの10番委員とのやり取りを聞いていまして、少しおかしいのではないのかなというふうに感じたんですけども、指定管理してるから、各行政区の区長さんだと思いますけれども、その中で経年劣化とか、不良の状態での集会所の負担をお願いしてるんだ、町で持つんだと。それ以外は、その管理してる側で支払うんだっていう言い方ですけども、まず、だったら何と何と何が指定管理されてる側の負担で、何と何が町でやるんだっていう、その根拠をちょっと示してほしいのね。さっき口頭でやり取りとりしてましたけれども、要するに、その集会所を使うっていうのは、その集会所の受益者っていうのは町民でしょう。その町民は、ただで使ってるわけじゃないんですよ。ほとんどの方は応能応益、それに応じた税の負担をしてるわけですよ。税金を納めて、町がそれを収受して、いろんな施設を造る。または管理してる。その中で、なぜその指定管理だから、指定管理されたところで負担をしなくないんです

か。ただで使ってるんじゃないんだよ。税金払ってんだよ、町民の皆さん。だから、その根拠は、なぜそういう根拠なのか、根拠を示してほしいの。これとこれはこういうわけで各行政区に負担をお願いしているんだと。これとこれについては、町と折半して負担するんだと。これとこれは町で全額持つんだ。その明細と、それからそれぞれの根拠を示してほしい。

○委員長（白井幸吉君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

その各集会所の維持管理に関する根拠ということなんですけども、まず、各集会所と指定管理業務に関する協定書というのを結んでおりまして、それが根拠になります。それで、経費の負担、第3条というのがありまして、施設の管理に係る経費の負担区分は、次のとおりとするということで、施設の維持管理に係る経費は、乙の負担とする。乙が各地区になります。負担とする。ただし、各号に掲げるものを除く。先ほど言いましたように、建物火災保険料は町の負担とする。それから、施設の改修、修繕に係る経費については、別紙負担割合とする。それから、前号の規定にかかわらず、災害等により発生した補修、修繕に係る経費については、町の負担とするということになっておりまして、まず、普通の維持管理については、各地区で負担する。それから、2番目といたしましては、建物火災は町で負担する。それから、施設の改修、修繕があった場合は、別紙負担割合とする。それから、災害等で発生した場合は、町の負担とするということになりまして、その別紙の負担割合なんですけども、まず、基本的に新しい建物を各地区に建てましたと。それで、新しい集会所について維持管理をお願いしています。そのほかに、その各地区集会所の新築をしたことによって、各地区では周りに新しいフェンスを張ったりとか、敷地を舗装にしたりとか、あと、遊具を設置したりとかありまして、一応3つを別表にしております。それで、フェンスを全部修理する場合は、町の負担が全額とか、部分修理する場合は全額とか、新設する場合は町と地区の負担が2分の1とか、あと、敷地についても土砂崩れとか、土留めの擁壁については町が全額負担するとか、あと、遊具についても町が負担とか、各地区と折半とか、そういうのを決めた上で、それで各地区と協議を行った上で、この協定書を結んでおります。それで、ここに別表に書かれていない負担割合については、そうですね、町と、地区のほうで御相談いただければ町と協議をして、修繕を検討するということになっておりますので、まず、これが根拠になっております。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） 工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 資料何もないので、今、口頭で言われても、今言われたこと、全部覚えるわけにはいきませんので、ただ、その協定を結んでると。しからば、その協定というのは、いつつくったんですか。要するに協定というのは、双方で対等の立場で、その場に臨んで決めることでしょうか、協定というのは。でも、今の話は、町で一方向的にこういう協定をつくってますのでというふうにしか聞こえないのね。だから、区長さん

が替われば、替わったたんびにその協定について結び直してることなんですか、説明して。

それから、このフェンスについても今聞いて思ったんですけども、フェンスっていうのは、考え方としては、ここは集会所としての土地だよということでの一つの意思表示だ、多分。それからもう一つは、集会所の中に、敷地内に入ってこれないようにするための一つの防犯の役目もあるんだかもしれない。または付近に、その集会所付近に側溝とか、川とか、掘とか何かあれば、そっからそっちに行かないようにするための安全対策上のそういう防止するための設備っていえばいいか、施設っていえばいいか、そういう性格を帯びてるんだと思うね。そういうものをケース・バイ・ケースで地域にも負担させるっていうのは、矛盾してるんじゃないんですか。町では要らないと思ったものを、その地区で、いや、欲しいからやっていうことで造るんだったらば、どうだこうだっていう話になるね。でも、一律に線引きしてるようなふうにしかなんないのね、今の説明では。だから防犯とか、安全性とかね、そういう表示するため、ここ、町のもんだよ、例えば大原集会所の敷地だよというふうに、多分もっとあるかもしれないけど、今考え得るのは、3つぐらいでも最低でもあるはずだ、その土地に対しての示し方っていうのは。そういう観点から考えたらば、町で負担する性格のものでないのかなというふうに思うんですけども、とにかく休憩を挟んでね、その資料をちょっと欲しいので、それからまた議論したいと思いますので。時間も3時ですので、ちょっと休憩を挟みながら、資料欲しいと思います。駄目。

○委員長（白井幸吉君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

まずですね、例えば先ほどフェンスの話が出ましたけども、町でフェンスを勝手に造るわけではなくて、あくまでも地区から要望があった場合は、フェンスは町と地区が2分の1ですよということで、町で勝手に造って勝手にやって、その負担を各地区にくださいと言っているわけではないです。あくまでも各地区の要望に応じて、それに応じて、こういう場合は町が全額負担とか、こういう場合は各地区で、地区と町が2分の1出すとかという協定がここにあります。

それで、まずこの協定書なんですけども、一番最初に指定管理を結んだのが、平成28年でございます。それで、平成28年から10年間ということになっております。それでですね、新しい集会所は先ほどの3項目だけなんですけども、古い集会所の場合は、やっぱり経年劣化が考えられますので、屋根とか、テラスとか、外装とか、内装とか、そういう面も別紙の項目には入っております。ただ、新しい集会所の場合は、さっきの3項目になっておりまして、新しい集会所ができると、新たにこの協定書をまた地区と改めてもう一度結び直します。ということで、それも基本的に、この28年から38年の10年間というのは一緒に、その間に新しい集会所を建てた場合は、変更契約という形で結ばせていただいて、期間は38年3月31日ということになっております。

ということで、先ほど言いましたように、あくまでも地区から要望を受けて、地区で

こういうふうにしたい、ああいうふうにしたいという要望を受けた上で、その負担割合を決めておりますので、町が勝手にやってるわけではございません。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） 工藤委員にお諮りいたしますが、ただいま質疑続行中ではありますが、休憩後にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員（工藤昭憲君） さっきお願いしたのに、休憩入れるって言わなかったから。

○委員長（白井幸吉君） 休憩後でよろしいでしょうか。

○委員（工藤昭憲君） 質疑を続行します。

○委員長（白井幸吉君） 続行しますか。工藤昭憲委員。どちらですか。

○委員（工藤昭憲君） 質疑を続行します。終わったら休憩してくださいとお願いしているの。

○委員長（白井幸吉君） そういうことですね。はい。工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） その協定書、毎回毎回結ぶと言いますけれども、だったら、その都度そのままその協定を結び直すときには、何らそういう意見は出ないんですか。内容的にこういう協定ですということについては出ないということね。

そういう中で、さっき言った、ここが集会所ですよというね、意思表示するためにフェンスを造るとかね、それから安全上を造るとか、あるいは防犯上を造るとかっていう、私の考えで3つぐらいしかって浮かばない。ほかにもあるかもしれませんが、そういう観点から造ってほしいんだというのでなくて、あくまでも欲しいんだということで、それで折半などが、ケース・バイ・ケースによっては町で持つ場合もあるとかっていうふうな、曖昧なんだよね、要するにね。だから、何にも問題ないところでフェンス造るとの違って、そういう問題あるときにまで、町で全額持つんですか。

○委員（今野公勇君） 今の話聞いてなかった。

○委員（工藤昭憲君） あなたに聞いてるんじゃない。答える権利もなければ、聞いてもいけませんので。私が納得すればいいのであって、執行部の答弁をいただければいいのであって。

○委員長（白井幸吉君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

今、フェンスの話になってますけども、必ずしも全部の地区がフェンスを張る必要のある場合。なので、あくまでも各地区から要望があって、新しく集会所を整備した上で、例えばフェンスが欲しいとなれば、町と各地区の負担はこういうふうになってますというふうになってます。なので、もうちゃんとここで決まってるので、ちょっと工藤委員のちょっと質問の趣旨がちょっと理解できなかったんですけども、あくまでも各地区の要望に応じて、決められた負担区分で各地区と話し合ってる行っております。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午後 3時02分 休憩

午後 3時16分 再開

○委員長（白井幸吉君） 休憩を閉じて会議を開きます。

88ページ。

7目企画費。大内直子委員。

○委員（大内直子君） 7節報償費、長期総合計画推委員謝礼とありますけれども、長期総合計画重点戦略、令和3年度事業の進捗状況についてという内容で話し合いが行われたと思いますが、その重点戦略の進捗状況と、それに対して委員の方々からどのような指摘なり提言があったかということについてお聞きします。

○委員長（白井幸吉君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

令和4年の7月29日に改善センターを会場に、この長期総合計画推進会議を開催させていただきました。これにつきましては、前年度の事務事業評価に関しまして、関係重点戦略に関係する課長等が出席をいたしまして、各委員に対して御説明を申し上げ、質問があればそれに応答するというような形で進めさせていただきました。委員からはですね、今回1回目ということもございまして、事前に重点戦略の資料なども差し上げておりましたけれども、ある程度皆さん、まずは全体事業を把握すると。今回の会議はそのような会議になったような感じがいたします。若干提案のような御意見もございましたが、まずは全体の重点戦略事業を御覧いただいて、町がこのような対応策をやっているということで、また本年度予定してございますけれども、流れといたしましては、そこでいただいた御意見を次の実施計画あるいは予算編成後に反映をさせていくということになります。内容につきましては、そのような会議だったというふうに認識しております。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。ほかにございせんか。（「なし」の声あり）

8目交通安全対策費。工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 交通安全対策費として230万7,000円予算減額載っておりますけれども、その中で、あゆみの37ページを見ますと、事故のない安全安心なまちづくりを目指すための活動として、恐らく230万7,000円、これに充てたんだろうと思いますけれども、その中で令和4年の1月1日から令和4年の12月31日までが事故件数が6件、令和5年の1月1日から5月31日までが6件、片や12か月で6件、片や3か月で6件、このことについては、どのような分析をしながらまずいるのか、その背景をちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

まず、交通事故発生状況でございますが、ちょっと一件一件詳しい事故内容というのは、そこまではちょっと把握してないんですけども、令和4年の1月から12月まで6件で、令和5年の1月から3月までで6件ということなんですけども、1月からやっぱり3月は冬期間ということで、スリップ事故、その辺の関係があって、冬場6件というふうになったのではないかと思います。それで、令和4年については、冬期間そんなに事故はなかったのかなというふうには把握しております。ちょっと事故の詳しい内容までは、そこまではちょっと把握しておりませんでした。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） 工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 非常に何かよく分からない答弁内容なんですけれども、なぜこんなことを聞くのかなというのと、別に交通事故その他に対して2,030万円も全部使ってるわけではないので、その辺は理解しますけれども、ただ、交通事故のない安全安心なまちづくりをするためには、この事故の内容も把握してなければ計画に反映できないんだと思うんですよね。ただ漫然と毎年毎年予算を計上して、街頭指導してるとか、交差点で秋春交通安全運動、その他のそういうことだけ漫然とやっているということにしかって取れないわけですよ。

だから、やはり230万7,000円を全額使ったわけではなくても、でもこれだけの経費を計上して、予算を計上して、交通安全に関わるそれらに充当してるわけでしょう。そうした場合、やはりこの230万7,000円を使っただけのやはり成果を結果として残さないと、そのためには事故内容を把握して、こういう事故がこの時期には多いから、こういう指導しなくていいとか、何かあるでしょう。そういうことにできるでしょう、そういうことが。そういうのが分かれば。だから、やはりその辺をつかんでやっていただきたいなという思いなんです。

今までも、あゆみ見てて不思議に思ってたんですけど、ずっとね。今回特に、このたった3か月間で6件の事故だ。片や1年、同じ1年通しても6件ね。それは同じ1月1日からその年の12月31日まで6件で、片や令和5年の1月1日。同じなんだよ、冬は。ただ、多少雪降ったとか、寒かったとかの違いはあると思います、気象条件もね。だから、これだけ令和5年から、1月1日から31日までこれだけ多い。だったら何が原因だったか、それをつかんで次の街頭指導に、交通安全の指導に生かせるんじゃないですか、そういう背景をつかんでいけば。そのことを、総務課長も新しくなったわけだし、そういう中でどういうふうな考え方を持っていてこれを見てるのかなと思ってたもんですから、お伺いしたんですけども、今後のことも踏まえて、どういうふうにしたらいいかっていうことは、このことについてはどう捉えますか。

○委員長（白井幸吉君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

確かにですね、工藤委員おっしゃるとおりでありまして、やっぱりその交通安全対策

をする上で、どういう事故が発生した、その事故の要因というのは、やっぱり確かに分析する必要はあるのかなというふうに思います。

ただ、なかなかですね、その事故の内容というのは、やっぱり警察が直接携わるものですから、なかなか情報が入ってこなかったりするんです。件数だけが警察から来たりするんですけども、今後ですね、その辺、警察としっかり連携を取りながら、そういう事故の内容とか、状況とかを警察のほうでもどの辺まで教えてくれるか分かりませんが、その辺の情報をしっかり収集した上で、この交通安全対策について取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） 工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 今の答弁を聞くと、これ以上聞いてもちょっと分からない可能性もあるんですけども、一応念のために聞いておきたいんですけども、令和4年の1月1日から令和5年の3月31日まで件数載ってるわけですけども、その中で幼児とか、児童生徒または高齢者がこの中で被害に遭ってるケースはありますか。それとも、ただ単に自爆事故みたいな形で、運転手だけが、運転してる方だけ、または同乗者だけが事故に遭ったというケースなのかどうか。分からなければ分からないで結構です。ただ、今後ですね、特に幼児とか、児童生徒という方が入っていれば、当然学校でも加美警察署のほうから交通課の担当の方を指導してもらうためにやっているわけですよね、安全教室でね。だから、それがもしかしたら、しっかり指導が子供たちに伝わっているのか、またはそうでないのかも含めて、ちょっと聞きたかったんですよ。分かんないといえば結構ですけども、答弁願います。

○委員長（白井幸吉君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

この人身事故の件数の内訳、子供なのか、高齢者なのかという内訳なんですけども、すいませんが、こちらでは把握できておりません。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） 工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 冒頭に言いましたようにね、やはりこの事故の背景を踏まえて次に生かすためには、先ほど総務課長が答弁したように、警察でどこまで知らせてくれるか分かりません。ただ、個人情報を除けば、こういう状態だった、子供だった、幼児だった、高齢者だったぐらいは、教えてくれるのではないかなと思いますよね。どこの地区の何ていう人で何歳の人で、どういう方だとかっていうことを聞くのではなくてね、分類として乳幼児、乳幼児だって可能性はあるわけだし、幼稚園、保育所も含めた児童生徒、それらについて、やっぱりそのぐらいは把握しながら、次の交通安全運動に生かせるような体制を取っていただきたい。ぜひその辺、そういう対応をしてほしいなと思うんですけども、もう一度お願いします。

○委員長（白井幸吉君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 今後ですね、担当も含めて、警察も含めて、警察の方とも相談しながら、そういうような対策を強化していきたいというふうには考えます。

以上です。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

進みます。

90ページ。

9目諸費。（「なし」の声あり）

10目地域活性化対策費。相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 何点かお尋ねしますんで、1項目ずつゆっくりとやっていきたいと思えます。

まず初めに、10目の地域活性化対策費。町政のあゆみ見ますと44ページ、町のPRに関することという項目がございます。まず、ここで町の資産を活用し、外部に向けた町のPRに取り組んだという文言になっております。それが（1）、（2）ということで捉えればいいのかどうか。まず1点、お尋ねしておきたいと思えます。

○委員長（白井幸吉君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

町のPRに関することということで、この地域活性化対策費の中で、区分する中でいろいろ直接、間接的なこともございますけれども、まず、この町政のあゆみに上げさせていただいたこの2点が、まずはCMに関わること、あるいはマスコットキャラクター、着ぐるみの更新といったようなことを記載させていただいておりますが、まずはこの地域活性化対策費では、この2つということでございます。

○委員長（白井幸吉君） 相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 今企画課長から答弁いただきましたPRに取り組んだ結果は、この2つ。CM大賞への参加、あとは着ぐるみが古くなってきたんで、その更新をしたということになるのかなと思われるんですが、あくまで町政のあゆみ、これ、内容を見ますと、主要施策の成果に関する説明書となっております。しからば、これの成果という部分については、どのようになったのか。あくまで先ほどの課長の答弁を聞きますと、これをするための一つの手段だと思われるんですが、その手段をしたことによって、検証した結果、成果はどのようになったのか。また、担当課なり町としてどのようにそれを分析したのかをお示しいただきたいと思えます。

○委員長（白井幸吉君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

まず、この着ぐるみ、町のマスコットキャラクター活平くんを更新をさせていただいたということでございまして、まず、この活平君を更新をしたということに関しましては、例えばかっぱのふるさと祭りでの活動とかですね、あろうかと思えます。あとは各種イベントに参加をし、町のPR、いろいろ、今年度もそうですけれども、利府のイオ

ンとかですね、直接活平くんが行ってですね、PRをしてきたなどということもございます。

あとはCM大賞ということで、これは、やってみよう！しかもまちづくりの会さんに昨年度はCMをつくっていただいて、惜しくも賞獲得には至りませんでしたけれども、そのような中でやっている。

非常にその町のPR活動について、いわゆる活動指標あるいはその成果ということについては、例えば移住定住促進事業なんていうのも、実はここの町のPRに関する事務には入っておりませんが、いわゆるその町のPR事業の一環であると。当然、町の知名度アップということもあって、移住定住の際にはですね、いろいろPR活動をさせていただいているということもございますので、その評価といたしましては、まず有効性については、もう大いにあると。これはやっていくべきであると。あるいは妥当性についても大きいということもございますし、活動の指標といたしますと、一つありますのがですね、いわゆる交流人口を増加させるというところで、人口のですね、社会増減、人口の増減には、社会増減と自然増減、委員お分かりのとおり、ございますが、自然増減は、生まれる子供が少なくて、お亡くなりになる方が多いと。社会増減の方は、転出の方が多いうところ、令和4年度はですね、この社会増減のところ、例年50人から60人の転出があったものが、結果としてマイナス9、大分その成果として、社会増減のこの減り方がかなり抑制されたといったような結果が出てます。ただ、これは町のPR、移住定住、かなりこのあゆみの中でのですね、活平くん、CM活動ということに限らず、全般的なPR活動についての指標についての認識は、今申し上げたとおりでございます。

○委員長（白井幸吉君） 相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 課長として、今、成果についてお答えいただいたんですが、しからばその成果、これに載せればよろしかったのではないかなと思うんですよ。あくまでも成果に関する説明書であれば、そこまで作っていただきたい。前の総務課長に対してもその件については、私のほうから過去に何度も指摘させてもらっております。このあゆみについての作成の中身をしっかりとしたものにしていただきたい。要は、議員諸公各位について分かりやすいものにしていただきたいということで伝えてると思うんですが、できれば今後そういった部分も含めて、そこまでしっかりと入れていただきたいと思うんですが、その点について、今後の展開も含め、課長の個人的な認識でも構いません。どのようにお考えなのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

委員おっしゃるとおりでございます。ただ、一方ですね、事務事業評価のほうではですね、別途公表させていただいている調査票もございますので、ただ、成果に関する説明書ということで、これ、企画情報課に限らず、これ、全課にわたることでございますので、その辺は全部の調査票の書類の作り方ということもございますので、その辺は別途検討させていただきたいというふうに思います。

○委員長（白井幸吉君） 相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 課長の答弁で、この件については分かりました。

しからは、先ほど移住住宅の推進、定住の推進というお話もございました。18節の負担金補助金関係についてでございます。

ここについて、定住促進奨励金、今回150万円。一昨年についてはこの倍の300万円、約400万円かな、3世代まで含めると、ついてたと思います。今回ここで150万円不用になっております。単純に計算して、前は6件あったものが半分の3件だったというのは認識してるんですが、その背景をどのようにまず課長は今回捉えているのか、まず、その点をお尋ねしておきたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

単純にですね、昨年度はリフォームの件数が多かったということも結果としてあるというふうに認識しておりますし、もう一つはですね、やはり新築の部分において、やはりその宅地が不足しているという現状は否めないという、そういう状況はあろうかと思えます。新しい家を建てようと思っても宅地がないといったようなところで、今回御指摘のとおり、150万円リフォーム、あるいは50万円の補助とすれば3件分不用額として残させていただきましたが、これは年度末の申請という可能性もですね、秘めておまして、この150万円という不用額になってございますが、認識といたしましては、やはり単純なるリフォームの対象となる、この補助金の奨励金の対象となるリフォームの件数の減少と、あとは宅地が不足しているという現状だと思えます。

以上でございます。

○委員長（白井幸吉君） 相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） あくまでこの不用額150万円についてとやかく私言ってるわけではございません。しっかりとね、リフォームをしていただくためのお金として予算措置してるわけですから、ぎりぎりまでそれは年度末まで図っていただくことは構いません。ただ、町としてその部分、一昨年に比べてPRが事足りたのかどうか。こういった補助金あるんでしっかり使っていただきたいということで、町民全てに、広報紙だ、ホームページだ、何だかんだで多分やられたとは思いますが、努力要素として、課長、そのあたりをどのように分析しているのか、昨年と一緒のことをやったのかどうか、まず、お尋ねをしておきたいなと思えます。

○委員長（白井幸吉君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

もちろん昨年度同様広報紙の掲載あるいはホームページに情報を掲載するということはやらせていただきました。あとは、やはり補助の要件として、町内の事業者というのがございますので、一番はやはり事業者さんに把握していただくというのが、実は一番これ、補助事業をスムーズに進める上で大事なことです。事業者に対する啓発ということもやらせてはいただきましたが、やはり再度ですね、例えば、いろんな設備会社さん

であり、大工さんであり、あるいは住宅メーカーもごさいますので、改めて啓発活動、こういう制度があるといったようなところの啓発をさせていただきたいというふうに考えています。

○委員長（白井幸吉君） 相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 分かりました。

もう一つここにね、イベント等の負担金27万円とごさいます。これも一昨年やられます。たしかこれは移住フェア、一昨年1件についてたしかやってたと。今回については、移住イベント等含め4回、4件行かれてるようでごさいます。これについての成果、27万円事業費使っておりますんで、まずその点、課長、担当課としてどのようにまず認識しているのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

まず、町政のあゆみのほうにですね、参加をいたしましたこの移住イベントを掲載をさせていただいております。まず、この宮城まるごとオンライン移住フェアといいますが、もちろんそのオンラインで開催をさせていただいて、民間の企業が募って、色麻町に興味のある方がネット上で予約をしていただき、色麻の担当者と、いわゆる移住について、色麻町について興味を持っていただいた方とオンラインでつなぐというようなフェアでごさいます。参加者5名いらっしゃいました。5名を予約していただきまして、いろいろ情報交換をさせていただいたということでごさいます。

それから、ふるさと回帰フェアでごさいますが、こちらは東京都の国際フォーラムで移住希望者、これはかなりの人数の参加者があったというふうに伺っておりますが、これもですね、東京都のほうで開催をさせていただいたと。

あと、みやぎ、I J Uカフェコーヒーコーヒーと。これはですね、仙台市のあるカフェで開催をされたということで、これも94名の参加があった。

それから、はじめの一步、あなたに教えた宮城はじめの一步、これは東京都の交通会館で、これは18の市町村、41名の方が参加をし、色麻町でもブースを開設し、参加をし、移住について、あるいは関係人口、交流人口の増加を目的として、いろいろここの、何ですかね、交流をさせていただいたということでごさいます。

これもですね、やはり今いろいろ民間もそうですし、あるいは県北セブンということで、県北の7市町で協力をし、イベントを開催をさせていただいておりますけれども、やはり移住ということに関しましては、やはり興味を持っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃるということでごさいますので、やはりなかなか東京で開催をされたり、あるいは仙台市でといったようなことがありますけれども、やはりこれを推進していくためには、積極的にこういう機会にですね、参加をし、あるいは本町の地域おこし協力隊なんかも同行してもらってですね、今後ともこういうフェアに参加をすることで、先ほどの社会減、その減の抑制、結果的にこれもそういったようなところにつながってまいりますので、引き続き推進してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（白井幸吉君） 相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 課長の今のお話を聞きますと、東京、仙台、首都圏において、オンラインは含め約百四、五十人。東京国際フォーラムを含めると、それ以上の数字になるとは思われますけれども、ここに対してPR、町として、東京に行けば全国区、仙台に行けば35市町村の移住・定住を考えている自治体が、多分ここに御参加したんだと思われまます。それに対して、ほかの自治体との差別化を図りながら、色麻町に来ていただくための方策、対策、仕掛けというのは多分考えて、お持ちで行かれたんだと思います。こういった仕掛けをしながら、こういった方々に対して声がけをするためにやられたのか、その点お尋ねをしておきたいと思えます。

○委員長（白井幸吉君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

令和4年度まではですね、やはりそのコロナ禍ということもありまして、なかなかオンラインとか、東京国際フォーラムなんかでも開催されるようにはなりませんが、そのような中での開催ということで、町としては、その都度その都度やはりフェアに参加していくと。それがですね、やはりネット、SNSの時代でございますので、そういう意味ではSNSで情報を色麻町の公式としてですね、情報を拡散といいますか、広げていくというようなこともしてましたし、先ほど東京国際フォーラム、13組18名の方がですね、エントリーしていただきまして相談をさせていただいた。そして、その中にですね、4月に協力隊として任命させていただいた鈴木さんがいらっしゃいました。というようなつながりもございます。鈴木さんとは、もう少しそれ以前にもつながりがあって、さらに現地で鈴木さんとお会いして、さらにそこで色麻町への移住に対する熱を高めたというようなことも伺っておりますので、やはり今後ですね、積極的にこういうフェアには、できる限り参加をしていくということが大事だというふうに思っています。

○委員長（白井幸吉君） ほかにございませんか。工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 今、相原委員が質疑しておりましたけれども、聞きたいなと思ったことを先に聞かれたようですので、その件については、確認する意味で、後ほどもう一回お尋ねするとして、今回地域おこし協力隊募集委託業務ということで132万円計上してあります。そのことで、今答弁にあったように、この鈴木さんという方が、今募集したというふうに捉えていいんですか。それとも別なんですか、これは。その中で事業内容としてパンフレット及び動画作成、フリーペーパー掲載ということなんですけれども、具体的にどのようなものなのか、見てないので、ちょっとこれの説明をお願いしたいと思えます。

○委員長（白井幸吉君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

まず、この募集によって、鈴木さんが応募していただいたのかということでございますが、この業務委託に関わる動画の作成であり、もちろんそういったようなものを活用してですね、そのブースで映像をお見せしたり、チラシを配布したりということもござ

いますので、当然この募集業務が関わっているということでございます。

それで、まず、この募集委託の業務の内容でパンフレットの作成といったようなことで、委員御覧なつたことに、色麻カラーという、いろんな色麻の方が載ったパンフレットがあるんですが、それをですね、恐らく写真を見れば、ああ、この方々だとお分かりのようなパンフレットだったんですけど、あとは昨年、地域おこし協力隊で活動してきていただいている方が載ってたりですね、そういったようなパンフレットを作成させていただいております。後ほど御覧いただきたいと思いますが、それからPR動画、今回につきましては、実はこれ、ユーチューブのほうに動画がアップされてございます。これもですね、例えば移住、色麻、動画と検索していただきますと4話連続で流れるような、あるいは、それから色麻町のホームページに飛んで4話が続けて公開されてます。かっぱのふるさと祭りの司会者にもいらっしゃいましたワッキー貝山さんが旅をすると。色麻町を旅をしながら、いろんな人と会っていくといったような動画で、昨年申し上げましたとおり、昨年は自然、水といったようなテーマで動画を作成させていただいておりますが、今回は人というところに焦点を当てて、4話、第1話から第4話までの動画をユーチューブのほうに掲載をさせていただいていると。大体第1話ではですね、約再生回数6,000回ぐらいの再生回数、第2話では4,000回ぐらい、第3話では3,000回、第4話ではもう3,000弱ぐらいの今、回数、動画再生回数を記録してございますので、ぜひ御覧いただければというふうに思います。

それからあと、ままばれというですね、フリーペーパーがございまして。これはこの業務を委託したホクトコーポレーションが作成しているままばれということで、ヨーク、スーパーとかの入り口にですね、就職情報なんかと一緒に、そこにもですね、ままばれといったようなチラシがございまして。そこにですね、掲載期間1か月でしたかね。そのままばれにいろいろ記事を掲載させていただいたり、あるいはそのままばれの下のほうにまたQRコードを掲載することで、QRコードを読み込むとその動画に飛ぶといったような活動もさせていただいたということでございます。

○委員長（白井幸吉君） 工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 132万2,000円。132万円の一つの成果として、多分鈴木さんの応募なんかも含めて、今現在就農してるわけですけども、そういう成果があったというふうに認識をしているということですけども、ただ、パンフレット及び動画作成、また、このフリーペーパーでこのままばれっていう、もうそれらについての132万円の今3つ言った、2つのパンフレット及び動画作成、フリーペーパー掲載で、これについては、このことについての成果として、問合せあたり何かっていうのは、どの程度ありましたか。

○委員長（白井幸吉君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

なかなかですね、問合せ、電話とかですね、今ですと、もし問い合わせるとなると、町代表のメールに来たりとかというようなことになるんでございますけれども、特段、

当然あります。動画を見ました。もうこの回転数が実績でございますので、動画再生回数を見てもですね、動画の印象など、御連絡をいただいたというケースもございます。

ということで、先ほども申し上げましたが、いろんな形でPR、いろんな角度から、これは地域おこし協力隊の募集事業といいながらも、やはり大きい意味ではですね、移住・定住政策の一環、一つというふうに考えておりますので、あるいはその町の知名度アップなんかも絡んでまいります。やはり一番大きな成果が、やはりその社会転出、いわゆる社会減と言われる転出する方ですね、それが、いわゆる転入があったのか。なかなかそこまでの分析は、出る方がとどまっているのか、それまでの分析はできておりませんが、少なくとも60人から50人の社会減だったものが、マイナス9だといったような、今回数字としてはですね、そんなようなところの成果が出ておりますので、このままばれ、このチラシもですね、それから、あとは色麻カラーというこれもいろいろ視察時、あるいは色麻町にいらっしゃった方には差し上げているというような状況でございますので、結果として、そちらのほうの成果にも出ているのではないかなというふうに認識はしております。

○委員長（白井幸吉君） 工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 四十何人、五十何人の社会減が、マイナス9でとどまってる。それが多分成果につながったんだみたいな答弁なんですけれども、大体調べてないんでしょう。調べてないものは、要するに、いや、このパンフレット動画、フリーペーパー掲載で、確かに再生回数がね、6,000回とか、4,000回とか、3,000回とかって答弁してましたけれども、その動画を見たからだけではないと思うんですね。当然、色麻町に興味があって、それでこの動画を見たこととして、その中には連絡先だとか、メールアドレスだとか、そういうものを入れてるわけでしょう。そうした中で、それが返ってこないっていうことは、再生回数だけで終わっているようにしかって取れないんですよ。

やはり先ほど3番議員も言ってたように、成果に関する説明ですから、そうすると、やはり自然減が1桁にとどまったっていうだけでの楽観的な見方では済まされないのではないかなと思うのね。こうやって成果として説明をして、文字として、文章としてここに掲載している以上は、やはりそれを立証する数字がなければ、やはり成果とは言えないと思うのね。だから、こういう事業をしました。その中で動画の再生回数はこれだけありました。自然減が1桁に減ったと、社会減がね、では済まされないんだと思うんですよ。こういうことに対していろいろ知恵を絞って、いろいろ苦労しながら、あぶら汗を流しながらね、いろいろこれ、思案して、動画もどうしたらいいか、フリーペーパーについてもどういうふうに載せればインパクトがあるか、いろいろ考えながらやってんだっていうのは理解します。ただ、やはり成果として表れなければ、これは二重丸や一重の丸でもいいですから、なかなかその辺までは届いていないような気がするんですよ。我々素人で、町長の一般質問とのやり取りの中でもありましたけれども、私らは質疑するほうで、やっぱりそれを質疑を受けるほうとしては、やはりこの事業をした以上は、成果としていうものをはっきりと、こういうものを表れましたという自信を持

って、または数字でこれこれこうでしたというふうにやっぱり表してほしいだけの、または表せるだけのものをやっぱり出さないと、ただこういう事業をやりましたというだけでは済まされないんだと思うんですよね。そういう中で、そのことについてさらなる努力をしてほしいなと思いますけれども、まず、そのことについて答弁願います。

○委員長（白井幸吉君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

委員のおっしゃるとおりでございまして、やはり実は非常にこの部門のいわゆる成果、あるいはその数字で示すというのは、非常にこれ、難しい分野でございまして、例えばかっぱのふるさと祭り、今年度のかっぱのふるさと祭りですね、例えば親子連れのお家、小さなお子さんとか、非常に私個人的にはですね、すごく目立った祭りだったという実感があるんです。例えばその「ままばれ」なんていうのは、やはり子育て世代の若い方々に見ていただくためのフリーペーパーですので、そういった影響ももしかしたらというところはあるんですが、ただ、果たしてそれがどのような数字、どのような指標でお示しできればいいのか。単なるかっぱのふるさと祭りの入り込み数と比較して、果たしてどうなのかと。あるいはその有名芸能人が来ただけで大分変わってしまいますので、そういったようなところもございまして、その成果の把握方法については、なお、今後分かりやすい指標でお示しできるような、何か例えば色麻町に御連絡いただいた方にどういったような情報で色麻町を調べましたかとかですね、いろんな形でちょっと工夫しながら考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（白井幸吉君） 工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 今、かっぱ祭りのこともちょっと出ましたけれども、この「ままばれ」っていうのに、そのかっぱ祭りの情報なんかも入れてんだということなんですか。そのように取ればいいんですか。出任せはやめてくださいね。思いつきで言わないでくださいね。いや、それだったらそれでいいですよ。ただ、このフリーペーパーなり、パンフレットなり、動画作成に色麻のかっぱ祭りを入れていて、その成果として、若い親子連れが今回のかっぱ祭りでは見えた、目立った。だからそれは、これの成果だというふうに言ったように聞こえたんですけれども、そのように取っていいということですか。それが1つね。

それから、さっき3番委員が言ってたように、この地域おこし協力隊イベント出展、これらについても、なかなか成果を出すのは大変だと思いますけれども、恐らく色麻は、これにもう何回か出展してるわけですよね、多分ね。その中の経験を踏まえて、他の自治体が出してる、この出展してるその内容、それらも見ながら、毎回更新しながら、色麻のPRしているんだろうと思いますけれども、やはり目立っていいんですかね、インパクトのある、やっぱり自治体のそういう出展物っていうのは目立つし、やっぱり人も一時的かどうか知りませんが、興味あって集まるんですよね、多分。だからやっぱりそういうものを、次に生かせるようにやっているんだろうと思いますけれども、その辺のやはり目立つ、インパクトのある参加方法、また、出展方法というのを今後考え

ていかなければならないと思いますけれども、その辺については、今まで何回出展したか知りませんが、その辺の考え方、それから、今まで出展した中でのこういうやり方が手応えがあったとかっていう感じ、感触あれば、それはちょっとお知らせ願いたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

先ほど、あくまでも地域おこし協力隊業務の成果、業務委託料の成果といったようなところで、あえてそのままぱれという一つの子育て世代向けのフリーペーパーのお話を出させていただきましたので、かっぱ祭りの例を出しましたが、これは全くそのかっぱ祭りとは関係はございません。ただ、ままぱれには、いろんな情報がありますね、そっから色麻町のホームページに飛んでいただくとか、いろんなことありますけれども、この地域おこし協力隊とは関係ないというところで、認識をしていただければというふうに思います。

それから、フェアについては、委員も御存じのとおり、地域おこし協力隊活動が始まって、昨年が3人で、今年が1人といったようなところで、まだフェアに参加しては、1回、2回ぐらいのまだ経験がございません。いろんな中で、今回の決算の中でもタブレットなんかも購入させていただいて、動画を直接見ていただくとかですね、いろんな工夫をしながら、他のブースも参考にさせていただきながら取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。ほかありませんか。（「なし」の声あり）
暫時休憩します。

午後 4時04分 休憩

午後 4時09分 再開

○委員長（白井幸吉君） 休憩を閉じて会議を開きます。

92ページ。

11目基地対策費。（「なし」の声あり）

12目情報システム管理費。天野秀実委員。

○委員（天野秀実君） それでは、情報システム管理費についてお伺いさせていただきます。

ここにはですね、いっぱいお金が詰まってるところで、それでね、クラウドシステムとか、グループウェア機器、クライアント機器をね、静脈認証システムとかって大変重要なこれ、仕組みがここに詰まってるんだと思いますが、私は1点だけお伺いします。

一番分かりやすいね、登録メールシステム使用料。この内訳についてお伺いいたします。どういったシステムで、どういった方々がこれを使用されているのか、この点につ

いてお伺いいたします。

○委員長（白井幸吉君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

登録メールシステム使用料でございますが、町にはですね、平成30年の4月から運用してございます登録メールというものがございます。今現在登録されている方は335名ということで、主にこの登録メールでお知らせする情報は、地震、台風などの自然災害、それから、熊、イノシシによる被害情報、特に多いのはやはり熊の出没情報、これが多いということです。また、自然災害などについてはですね、その状況によっては、エリアメールなども併せて行うということもございます。そのような形で、令和4年度につきましての配信回数は19回というような内容でございます。

○委員長（白井幸吉君） 天野秀実委員。

○委員（天野秀実君） ただいまの説明ですと、平成30年からこの登録メールシステムを利用していると。そして、現在のところ、登録者が335人であると。これは町内の方々だけということですのでよろしいですかね、理解の仕方は。町内の方々だけで335人。そして、自然災害、熊、イノシシ等による被害情報等、こういったものを、緊急を要する情報を電子メールで配信しているということのようです。大変結構なシステムなんだろうと思っております。がですね、登録者数335人。少なくともちょっと気になったのは、この辺、議員の方々にも確認してみたんですが、どうも、私もそうなんですが、これに、これを利用してはならないんです。いる議員の方々は、どうもいないように思うんですが、誤解かもしれませんが、これを利用して議員の方々、それから、町の職員の方々というのは、どんな、何人くらいになりますか、この内訳。それから、例えば学校教育等のことを考えると、当然、教育長とかね、町長、副町長とか、当然、学校教育を考えなくてもこれは入っているんだろうと思われそうですが、そういった点についても、議員はとか、3役は入れないとか、そういったものはないと思いますので、その辺についてね、さらにお伺いさせていただきます。

○委員長（白井幸吉君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

その登録者数の、どのような登録者数というのはですね、登録方法は、一番分かりやすいのは広報紙のですね、下のところにQRコードを掲載してます。これは毎月の広報紙、あとは年に数回定期的に登録メールへの登録をお願いしますといったような記事も上げさせていただいているところでございます。あるいは、平成30年当時はですね、うちわを町で作ったことがございます。そのうちわにこれもQRコードを入れてといったようなことがございますが、いずれ、結果として335人と。町職員、どなたが中に、QRコード入って、当然一覧見ることはできますが、アドレスで登録をしますと、基本的に誰がという特定はちょっと難しいところではあるかと思っておりますけども、職員の幹部含めて登録はなされているものというふうに認識してございます。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。天野秀実委員。

○委員（天野秀実君） 平成30年からこれが利用されてて、現在登録者が335人ということで、少なくとも私を含めて議会では、登録してんの。1名登録されてる方がいるようですがね。

そこでね、こういうことなんです。冒頭に、情報システム管理費の中には膨大なお金がこれ、詰まっていると言ったのは、素人考えなんですけど、登録された方にメールを町が発信するというのは、別にこの使用料、莫大なね、260万円ではなくて、莫大な26万4,000円、これを払わなくても私はできるのではないかという認識を持ってるんです。ただね、そうではなくて、この使用料をあえてお支払いして、しかも登録者が335人になると、一考を要するのではないかという思いがないわけではないんですよ。その辺をお伺いしておきたいと思うんです。本当にこれが民間の事業者のね、システムをお借りしてお金を払ってやることのほうが、効果があるのか。もしかしたら、これは自前でもできるのではないかという疑問があったもんですから、あえて質問させていただいたんですが、その辺について、さらにお伺いをしておきます。

○委員長（白井幸吉君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

まず、335人という登録者であるということ。やはり周知・啓発の仕方が、もう少し違った形でとか、もう少し直接的にPRするとかですね、その辺の検討はもちろんあるんだろうというふうに思います。

ただ、あとは発信する情報がですね、やはり、ほぼほぼやっぱり熊の情報あるいは、ときには加美警察署からの情報で、特殊詐欺であったり、そのような情報もこの登録メールからは、直接その担当課からメールを送信するといったようなシステムになってございますので、やはりもっとその登録メールの、どうしてもメール情報、流す情報が決まってるもんですから、やはりいろいろな情報を流すわけにはいかない。やはりその自然災害、あとは熊の被害情報あるいは特殊詐欺といったような緊急を要する情報と限られてございますので、件数的にはなかなかそんなに多い件数にはなりません、やはりもう少しこの登録メールを登録していただけるような広報、広報紙以外もですね、ちょっと内部で検討していきたいというふうに思います。

それから、これを自前でということになりますと、なかなか335人宛てのメールに一斉に送信をするというのは、なかなか今、町のシステムで、町のメールサーバーから直接送信するということは、なかなか現状では難しいと。もしこのサービス、費用対効果の面もありますが、その辺を勘案しながら、まずはもう少しこの登録メールについては、この制度については、やらせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。ほかにございませんか。工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 10番委員と同じことを質疑しますけれどもね、私の間違いかどうか知りませんが、私の認識では、平成30年でなくて令和3年だと思ってるんですよ。どっかほかのところにこの登録メールシステムの使用料というのを載ってたのかどうか、それを見ようとしたのかどうか知りませんが、この中で、成果として今

現在335人だと、登録者がいるということですのでけれども、では、令和4年3月末で、令和3年だね。令和3年3月末では、これは令和5年3月末現在だね。だからいいんだな。令和4年3月末現在では幾らだったんですか、登録者。分かります。

○委員長（白井幸吉君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

令和4年3月末現在で332人でございます。

○委員長（白井幸吉君） 工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 先ほどね、先ほど言いました335人、令和5年3月末現在いると強調してましたけれども、1年前で332人。この1年間で3人しか増えてないんですよ、この事業。それで、26万4,000円使った成果が、1年間で3人増えただけ。果たしてこれ、事業として成立します。私も10番委員と同じような考えで、もっとほかに方法あるんじゃないかと思ってんのね。26万4,000円使って3人しか増えてない事業をね、声高らかに335人現在今いますと。その情報としては、地震とか、台風、自然災害、熊、イノシシ被害情報、緊急を要する情報を電子メールで配信というふうになっていきますけれども、これだけ重要な内容であれば、もう少しPRの仕方、啓蒙の仕方もあるだろうと思うしね。それが結果として1年で3人しか増えてないということは、どっかに欠陥があるということなんだよね。もしくは、やらなくてもいい事業かもしれない、もしかしたら。

やはりね、その緊急情報として、今私がどっか歩いている、その中で登録してる。すぐに多分登録してる人には、もう自動的にその人にメールが、熊がいるとかなんとかっていう情報が、ダイレクトに行くんだと思うのね。だから、それだけ緊急性があるということになれば、それだけ重要なメールを配信してくれるのであれば、多くの人がこれを認識して、登録をして、そのことで26万4,000円の成果が出たというふうに言えるんですけども、たった3人だよ、1年間で。やる必要のない事業のように思います、正直言って。やるんだったらもっと積極的にね、ここに載せてるように、緊急を要する情報を発信する事業ですというんだったらば、もうちょっと人数としてここに1,000人だとか、1,500人だとか、年間500人増えてんだとか、1,000人増えてんだっていう、そういうことが成果でしょう。私、3人しか増えてない事業だったら、やめたほうがいいと思います。その辺について、どういう認識かお尋ねします。

○委員長（白井幸吉君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをします。

確かに3人しか増えていないと。やはりこれは啓発・周知の方法に何らか問題があるというふうに思っておりますので、やはり登録していただけるように、先ほど10番委員にもお答えいたしました。ちょっと何か工夫をして、ちょっと周知の方法を考えていきたいというふうに思います。

やはりこの熊、あるいは特殊詐欺の情報でございますので、やはりぜひこの登録メールに関しましてはですね、あらゆるところから、今ですと、色麻町ですと有線放送でお

知らせをするということですので、自宅にいて有線放送の近くにおいてお聞きになった方への情報伝達はいいと。ただ、やはりメールでお届けすることによって、外で作業されている方にもお伝えすることができますので、まずは何とか委員おっしゃるようですね、登録者数、増やせるような、ちょっと施策を工夫してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（白井幸吉君） 工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） そういう努力をしてですね、事業として必ず予算をつけてやるわけだし、その予算をつけた費用、経費、金が無駄にならないようにしなきゃならないね。にもかかわらず、1年で3人しかかって入っていない現状を何の反省もなく、何か答弁してるようにしかって見えない、悪いですけどもね。本心どきどきしてるのかどうか知りませんが、内心ね。でも、やはり3人しか増えてないっていうことについては、やはり問題あるわけだし。

だから、広報紙に載せたりなんかもしてるようですけども、もうちょっとこう見やすいところにこう載せるとかね。何かやっぱり広報紙見たらやっぱり目立たないんだよね、正直ね。何て言うんだ、QRコードですか、それもあるんですけども、やっぱり目立たないところにあるもんだから、もうちょっとレイアウトを工夫するとか、メールの、こういう情報を教えるメールだよということを何か文字的にこう工夫するとかさ。何かそういう、そういうものを工夫して出してもらえれば、もうちょっと目立つような、何か目にとまるような何か工夫をしてほしいなと思うのね。ただ、やっぱり見ました。ただ、あのような状況では、やっぱり目立たないよね、正直言ってね。そこだけカラーにするっていうわけにいかないと思うので、何か工夫はしてほしいと思います。

でも、やはり有線でもね、もうちょっと回数を多く流すとか、有線、かかんないんでしょう、多分料金ね。町でやる分については。だから、その辺はもうちょっと工夫が欲しいですね、正直言ってね。工夫してやるっていうんですけども、何かその対策として、こうだっというものをすぐには見つからないかもしれませんが、その辺については、いろんなね、ここに優秀な職員、課長さんたち、いっぱいいますので、皆さんからも情報を得ながら、課内で共通しながら対応できるものはやっぱり対応してほしいし、そのことについてもう一回答弁お願いします。

○委員長（白井幸吉君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） なお、この登録メールに関しましては、もう少しやはり工夫をして、登録していただけるように、あるいはその登録していただけるような記事の掲載とかですね、ちょっと工夫して、考えていきたいというふうに思います。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

進みます。

94ページ。

13目消費者行政費。相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） ちょっとお尋ねしたいと思います。

13目の消費者行政費。ここにおきまして消費者教育、啓発活性化事業なるものが町でやられてると思います。いろんな内容のものが啓発であると思いますが、ここの中で消費者のため、未然防止等の啓発をして、危機管理を皆さんにさせていただきたいということでやられてると思います。ただ、昨今の特に多い特殊振込詐欺等の問題が、今多発化している中、本町においても高齢化の方、そういった方に対してそういうものが、すぐ目の前にあるよということのをどのように危機意識を持たせながら対応していくのか。そのための事業としてやられてるんだとは思いますが、中身、あゆみの中身を見るところ、昨年同様の形に捉えるしかないのかなど。昨年の参加人員、今年度令和4年度の参加人員、さほど差がないんじゃないかなど。そういったところをどのように町として、そういう部分を啓発していくのか。役所の目の前、入り口入りますと、ポスターは貼ってるんですけども、昨今の特殊詐欺については、SNS、いろんなその他もろもろ、スマホを利用していろんな問題がございます。そういった部分をどのように今後町民の方に啓発を図っていくのか、まずお尋ねをしておきたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） 町民生活課長。

○町民生活課長（山田栄男君） この事業につきましては、町政のあゆみ52ページに記載してありますけども、啓発につきましては、やはり令和4年度については、地域に出向いた、その振り込め詐欺と最近のトラブルをテーマとした出前講座を実施いたしておりまして、そのほかに公民館の出前講座ということで、これは今年になって2月にですね、開催しております。そのほかに広報しかまに掲載したり、あとは実際に被害に遭った事例があった場合は、有線放送等で、令和4年は有線放送は5回でしたけども、そういったことで啓発事業を進めていきたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） 相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 今、担当課長から啓発についての町としての実績というんでしょうか、こういった形でやりましたよということはお尋ねしたんですけども、回数、例えばここに出前の回数、講座関係ですよ、2回載ってはおります。昨年も2回でございます。果たしてこの回数2回で足りるのかどうか、そういった検証はどうだったのか、参加した方が今回こういう講座を聞いて、非常にこれは必要なことだと把握なされたのかどうか。そういった部分は、しっかりと現地で把握なされているの回数で、今回2回で間に合うということで見られたんだとこっちは認識してるんですけど、そういうことでよろしいのか。実際、自分たちでこの回数が足りてるのかどうなのか。事業として、その点どのように取ってるのかをお尋ねしておきたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） 町民生活課長。

○町民生活課長（山田栄男君） お答えいたします。

回数については、多ければ多いほどその情報量として多く発信できるんだろうなとは感じております。ただ、実際にその商品の、実際にですね、商品の品質に対するその苦情とか、それから悪質商法によるトラブル云々について、消費者、行政の窓口で相談が

あります。そうすると、冷静に考えれば、そういった商法になぜ引っかかるのかなというような状況でありまして、なかなか相手も賢くたましてくるというか、そういった状況です。そういったことから、もうちょっと事例云々じゃなくて、そういった事例を出しながら、だまされないポイントっていうかですね、そういったところを伝えてあげる必要もあるんだろうなというふうに感じております。

○委員長（白井幸吉君） 相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 今、課長言われたとおりね、伝えていかななくてはいけないと言ってるんですけども、それを具体的にどういった形で伝えるのか。俗に言う講習会という形になるのかなとこっちは、私自身は思うんですよ。よく免許の書換え、更新時期に行くと、こういった部分に危険が潜んでますよと、3年に1回なり5年に1回皆さん、書換えする際、新たな再認識をするんだと思うんですよ。そういう認識をやっぱりしていただかなくてはいけないんじゃないかなと。町民の安心と安全、財産を守るとというのが、町の宿命ではないかということやを常日頃言ってると思うんですけども、そういった部分を踏まえると、果たしてこの事業のこの展開の仕方が、これで十二分かということでお尋ねしてるわけですよ。しからば講習なり、こういった講義に、町としてはどれだけの方に参加していただきたいとかっていう、そういう目標値というのは多分あるんじゃないかと思うんですよ。全くそんなことは考えてませんと言われれば、これもまた事業としての在り方について問題があると思うんで、その目標値、当然お持ちだと思いますんで、その点お尋ねをしておきたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） 町民生活課長。

○町民生活課長（山田栄男君） お答えいたします。

その目標値ですけども、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

よく被害に遭われる方というのは、やはり女性、主婦層の方というんですか、とか、おうちにいられる方なんかも多い状況ですので、そういった方を対象としながら、今までは出前講座という形でやってますけども、もうちょっと広く周知をしながら、その募集に関する広報についても、今こういう方法でってのは申し上げられない状況ではございますが、その辺もちょっと工夫しながら、周知する必要もあるのかなというふうに考えてます。

○委員長（白井幸吉君） 相原委員、先ほどの目標値、後でよろしいですか。相原委員。

○委員（相原和洋君） 後で構いません。

○委員長（白井幸吉君） 相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 私の言ってる目標値というのは、こういうことです。例えば今、色麻町の高齢者、36%を超えていると。その中に独居高齢者という方がおります。高齢者の2人世帯がこれだけあります。多分、町で把握がされてると思います。例えば一つの考え、ここに対して民生委員を活用しながら対応してないのかなと思ったものですから、そういった考えを含め、目標値としてどうしてんだという質問をしてるんですけども、いかがですか。いかがですか。

○委員長（白井幸吉君） 町民生活課長。

○町民生活課長（山田栄男君） 委員おっしゃったその方たちもやはり対象としては、的を得たところかなと思いますので、そういった方たちも対象にするなど、今後どういったことで進めていくかというところを考えていきたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） 相原委員、さっきの目標値、数字は後で、この目終わってからでもよろしいですか。留保しますか。留保する。留保する。13目、ここは一応留保しておきます。

ほかにございませんか。ほかにございますか。相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 今、課長の答弁、今後の検討と言われたの、今後じゃなくて、今回そういった部分を考えてなかったか。今回の決算の中での話なんで、今後は今後ですから、私それは聞きません。課長ね。決算の中でどういった考えを持たれてたのかということでお尋ねして、この事業について聞いているものですから、そういった部分は含んでたんだろうなと思ったもので聞いているんですよ。そういう意味で目標の数値も当然捉えていたのかなということ聞いてたわけなんですけども、何かそういうことがないのかなという答弁に聞こえたんですけど、いかがでしょう。課長、今の答弁。

○委員長（白井幸吉君） 町民生活課長。

○町民生活課長（山田栄男君） 目標値につきましては、事務事業評価等の数値、ちょっと確認してなかったものですから、その辺の確認をさせていただきたいということと。そうですね、令和4年度については新田地区の方、それから町のボランティア友の会の方を対象に実施したということで、先ほど委員から提案、提案というか話のあった方たちは、令和4年度については、対象としてなかったということでございます。

○委員長（白井幸吉君） 相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 副町長にお尋ねします。

お願いといいますか、あくまで今、決算をやっているわけなんで、各課長方にしっかりとした数字をつかんでいただいて答弁をできるようにお願いをしたいと。ね。極力留保しないような形をお願いしたいと。じゃないと、ここで、これが後からどうのってことは極力していただきたいくないなと。それを強くここでお願いしたいんですが、いかがですか、副町長。

○委員長（白井幸吉君） 副町長。

○副町長（山吹昭典君） 相原委員にお答えをいたします。

令和4年度の決算の中で、各町政のあゆみ等々で、あくまでも主要施策の成果という形でお示しをしております。確かに今相原委員がおっしゃるように、それぞれの質疑の中での数値等々の御見解もございますけれども、ただ、職員もそれぞれ、それぞれの項目において、数値等々の把握はしていますが、やはり膨大な資料の中でのことなので、そういった、今どうしても手元にないというのも、これも正直致し方ない部分も正直あります。一から百まで持ってませんから。その辺は御勘弁をいただきたいなというふうに思います。ただ、質疑があったその数値等については、後からということにならざるを

得ませんが、その辺の御回答は、はっきりさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（白井幸吉君） 町民生活課長。

○町民生活課長（山田栄男君） 目標値についてですね、答弁させていただきます。

事務事業評価の中で数字として目標値が設定されてたか、ちょっと私、確認不足だったもんですから、それを確認させていただいたんですけども、数字的な目標値の設定はいたしておりません。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。ほかにございませんか。山田康雄委員。

○委員（山田康雄君） 消費者行政費。この職に当たっている方の仕事、町民の方々がね、よく知らない方が多いんですよ。実は、私んところに何件か相談があって、こういう振込というんですか。どうしたらいいべということで私、町民生活課のこの係の方に紹介した経緯があるんで、ここの町政のあゆみでは、公民館出前講座事業、賢い消費者になろう、60人集まりましたと、このように実績になっておりますけども、意外とね、町民は、知らないんですよ。町民生活課にこういうことを相談に乗ってくれる方がいるということを知らない町民が多いんで、この辺ね、課長、やっぱり今相原委員が言ったとおり、老人夫婦、独り世帯の方が、私に2人、そういうことで相談にあったもんですから、今そういうふうに相談する相手のない方が、そういう、どこに行ったらいいんでしょうということがあったもんですから、その辺もう少し広報紙なんかではお知らせしてますよと言われますけども、これもやっぱり行政区の区長さんなり、あるいは民生委員なり、いろんな形の方々に周知徹底したほうがいいのかなどというふうに思いますので、そういう質問は委員長、よろしくないですか。

○委員長（白井幸吉君） 町民生活課長。

○町民生活課長（山田栄男君） お答えいたします。

この消費生活相談のその被害に遭った場合等については、有線放送なりへ周知しながら、町民生活課からのお知らせでしたとか、そういったことでつけ加えてるんですけども、当然その広報しかまなどについても、チラシなどについてもそうなんですけれども、やっぱりそもそもその性質的に人に言いたくないというようなことで、自分のとこととどめてしまって相談もしないということもありますので、その辺、今山田委員から提案のあったようなことをやるなどして、周知に努めてまいりたいと思います。

○委員長（白井幸吉君） よろしいですか。ほかにございませんか。

お諮りいたします。ただいま令和4年度色麻町一般会計決算認定の審査中でありますが、続きの審査を明日午前10時からお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白井幸吉君） 御異議なしと認めます。それでは、令和4年度色麻町一般会計決算認定の審査は、明日午前10時からお願いします。

続いてお諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います、

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白井幸吉君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

御苦労さまでした。

午後 4 時 4 8 分 延会
